

函 福 生 総  
令和6年(2024年)2月28日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 生活保護法介護券送付書および介護券の誤送付について

(保健福祉部生活支援総務課)

## 生活保護法介護券送付書および介護券の誤送付について

### 1 内 容

令和6年2月6日(火)に、生活保護受給者の生活保護法介護券送付書(以下「送付書」)および生活保護法介護券(以下「介護券」)を各指定介護機関宛に394件送付したところ、同年2月8日(木)に、このうち1介護機関から、他の介護機関宛のものが一組同封されていたとの連絡があり、他の介護機関宛に送付すべき21名分の送付書および介護券を誤って送付したことが判明した。

その後、誤って送付した送付書および介護券21名分を回収し、本来送付すべき介護機関宛に改めて送付した。

#### ※送付書に記載の個人情報

受給者番号、氏名、サービス種別等

#### ※介護券に記載の個人情報

受給者番号、被保険者番号、氏名、居住地、生年月日、性別、要介護状態等区分、認定有効期間、サービス種別等

### 2 原 因

送付文書の封入、封かんについて、2月5日(月)に、複数の職員で作業を行っていたが、封入時の確認不足による誤封入および流れ作業的に漫然と内容確認作業を進めた結果、確認を漏らした可能性が考えられる。

### 3. 今後の対応と再発防止策

封入、封かん作業については、この間、保健福祉部内での誤送付案件を受けて、封入書類の内容確認を複数回、複数人数で行うなどの運用を徹底してきたところであるが、本件については、この確認作業が不十分であったことに加え、同一住所宛の場合、職員がサービス種類毎に出力されている送付書と介護券を同一封筒にまとめて送付したことが主たる原因であると考えられることから、今後は、同一住所宛のものをまとめて送付することはせず、サービス種類毎に送付することにより、再発防止に努める。

なお、誤送付のあった21名の方には、順次、事情を説明し、謝罪を行っているところである。